

1. 日本中会規則

(宗教法人「カンバーランド長老キリスト教会日本中会」規則)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、宗教法人法による宗教法人であって「カンバーランド長老キリスト教会日本中会」(以下中会)という。

(事務所の所在地)

第2条 この中会は、事務所を神奈川県大和市南林間2丁目14番21号に置く。

(目的)

第3条 この中会は、カンバーランド長老キリスト教会の教憲、教規に基づきイエス・キリストの福音を宣べ伝え、儀式行事を行うことを目的とし、教会及び伝道所を設立し、これを包括するほか教化の使命を達成するために必要な財務その他の事業を行う。

(公告の方法)

第4条 この中会の公告は、中会機関誌「プレスビテリ」に1回掲載し、事務所、教会及び伝道所の掲示板に7日間掲示して行う。

第2章 役員その他の機関

第1節 代表役員及び責任役員

(員数)

第5条 この中会は、6人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

(資格及び選任)

第6条 代表役員及び責任役員は、中会総会において中会代議員のうちから選出する。

2. 責任役員のうちには、責任役員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が責任役員定数の3分の1を越えて含まれてはならない。

(任期)

第7条 代表役員及び責任役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するときまで、なお、その職務を行うものとする。

(代表役員の職務権限)

第8条 代表役員は、この中会を代表し、その事務を総理する。

2. 代表役員は、上記事務の一部を別に定める「日本中会規則」に基づき各委員会等に委任することができる。

(責任役員の職務権限)

第9条 責任役員は責任役員会を組織し、この中会の維持運営に関する下記の事務を処理する。

- 一 予算の編成
 - 二 決算（財産目録・収支計算書）の承認
 - 三 歳計剰余金の処置
 - 四 特別財産及び基本財産の設置及び変更
 - 五 不動産及び重要な動産にかかる取得、処分、担保の提供その他重要な行為
 - 六 主要な境内建物の新築、改築、模様替え及び用途変更等
 - 七 境内地の模様替え及び用途変更等
 - 八 借入れ及び保証
 - 九 事業の管理運営
 - 十 規則の変更並びに細則の設定及び改廃
 - 十一 合併並びに解散及び残余財産の処分
 - 十二 その他この規則に定める事項
 - 十三 この中会の事務のうち、責任役員が必要と認める事項
2. 責任役員会は、代表役員が招集する。
3. 責任役員会は、責任役員定数の3分の2以上の責任役員が出席しなければ、会議を開き、決議をすることができない。ただし、責任役員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ可否の意志表示した者は出席とみなす。
4. 責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除き、責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は各々平等とする。

第2節 代務者

(置くべき場合)

第10条 次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

- 一 代表役員又は責任役員が死亡、辞任、解任、任期満了その他の事由によって欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。
- 二 代表役員又は責任役員が病気、旅行その他の事由によって3月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第11条 代表役員の代務者は、責任役員の互選による。

2. 代表役員以外の代務者は、中会代議員のうちから代表役員又はその代務者が選任する。
3. 第6条第2項の規定は、責任役員の代務者の選任に準用する。この場合

において、これらの規定中「責任役員」とあるのは「責任役員及び責任役員
の代務者」と読み替えるものとする。

(職務権限)

第 12 条 代務者は、代表役員又は責任役員に代わって、その職務を行う。

(退職)

第 13 条 代務者は、その置くべき事由がやんだときは、当然その職務を退くも
のとする。

第 3 節 仮代表役員及び仮責任役員

(定める場合)

第 14 条 代表役員は、この中会と利益が相反する事項については、代表権を有
しない。この場合においては、第 11 条第 1 項の規定に準じ、仮代表役員
を選ばなければならない。

2. 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、
議決権を有しない。この場合においては、第 11 項第 2 項及び第 3 項の規
定に準じ、その議決権を有しない責任役員の員数だけ、仮責任役員を選
ばなければならない。

第 4 節 役員 の 解 任

(代表役員 の 解 任)

第 15 条 代表役員が次の各号の一つに該当するときは、責任役員会において
定数の 3 分の 2 以上の議決及び中会総会において 3 分の 2 以上の議決
により、当該代表役員（責任役員としての地位を含む）を解任すること
ができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合。
- 二 職務上の義務に明らかに違反した場合。
- 三 代表役員たるにふさわしくない行為があった場合。

(責任役員 の 解 任)

第 16 条 代表役員以外の責任役員が前条各号の一つに該当するときは、責任
役員会において各々定数の 3 分の 2 以上の議決及び中会総会の 3 分の
2 以上の議決により、当該責任役員を解任することが出来る。

(代務者 の 解 任)

第 17 条 代表役員及び責任役員の代務者の解任については、前 2 条の規定を
準用する。

第 5 節 中 会 総 会

(組織)

第 18 条 中会総会は、中会に属する按手を受けた教役者全員及び中会に属する

教会代表の治会長老を代議員として構成する。

2. 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 代議員の定数は、責任役員の数2倍を超えるものとする。
4. 代議員のうちには、代議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が代議員総数3分の1を越えて含まれてはならない。

(議長及び書記)

第19条 中会総会に議長及び書記を置く。

2. 議長は、代表役員をもって充て、書記は、中会総会に於いて代議員の中から選出する。
3. 議長欠席の場合には、出席責任役員中より互選された者がその職務を代理する。

(議長の職務権限)

第20条 議長は、議場の秩序を維持し、議事を整理し、中会総会を代表する。

(処理事項)

第21条 中会総会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 伝道、教勢に関する事項
- 二 教憲、教規及びこの規則の変更に関する事項
- 三 予算及び決算に関する事項
- 四 基本財産の処分その他中会財産の管理に関する事項
- 五 事業その他中会において重要な事項

(招集)

第22条 中会総会は、代表役員が、毎年2回、2月及び11月に招集する。ただし、次の各号の一つに該当するときは、臨時に中会総会を招集する。

- 一 代表役員が臨時緊急の必要があると認めたとき。
 - 二 代議員総数3分の1以上の要求があったとき。
 - 三 責任役員総数の半数以上の要求があったとき。
2. 中会総会は、代表役員が開会10日前に開会の日時、場所、会期を定め、議案を附して招集するものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を短縮することができる。

(代議員の定足数)

第23条 中会総会は、この規則に別段の定めがある場合を除く外、代議員総数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。ただし、中会総会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ可否の意思表示をした者は、出席者とみなす。

(議決の定足数)

第24条 議事は、この規則に別段の定めがなければ、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6節 監事

(員数)

第25条 この中会に監事二人を置く。

(資格、選任、任期及び職務)

第26条 監事は、中会総会において選任される。

2. 監事には、責任役員及び代議員若しくはこれらの親族その他特殊の関係がある者又は、この中会の職員が含まれてはならない。
3. 監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
4. 監事の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし補欠監事の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 監事は、辞任又は、任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。
6. 監事は、中会の財産の管理が適正に行なわれる為の監査業務を主たる職務とし、責任役員会及び中会総会に対して報告する。

第7節 委員会及び事務局

(委員会)

第27条 この中会に業務の遂行を助けるため、各種の委員会を置く。

(事務局)

第28条 この中会に議決事項を執行するため、事務局を置く。

第3章 教会及び伝道所

(被包括団体の種類)

第29条 この中会が包括する宗教団体は、教会及び伝道所とする。

(設立、規則の変更等)

第30条 教会若しくは伝道所を設立しようとするとき、又は教会若しくは伝道所が次に掲げる行為をしようとするときは、中会総会の承認を受けなければならない。

- 一 宗教法人となること。
- 二 規則を変更すること。
- 三 合併又は解散すること。
- 四 この中会と被包括関係を設定すること。

(財産の処分等)

第31条 法人格を有する教会が次に掲げる行為をしようとする場合は、中会総会の承認を受けなければならない。

- 一 不動産又は財産目録に掲げる基本財産を処分し、又は担保に供すること。
- 二 借入れ又は保証をすること。ただし、当該会計年度内の収入で償還す

- る一時の借入れを除く。
2. 次の場合は、代表役員の承認のみにて行うこと。
 - 一 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。
 - 二 境内地の著しい模様替えをすること。
 - 三 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該教会の主な目的以外の目的のために供すること。

第4章 財 務

第1節 経 費

(支弁の方法)

第32条 この中会の目的達成に必要な経費は、普通財産をもって支弁する。

2. 責任役員、監事及び代議員は、その地位のみに基づいて報酬を受けることができない。ただし、責任役員が職員として給与を受ける場合はこの限りではない。

第2節 財産管理

(財産の区分)

第33条 この中会の資産は、基本財産、特別財産及び普通財産とする。

2. 基本財産は、次に掲げる財産のうちから設定する。
 - 一 この中会の設立当初における財産目録中、基本財産として記載された財産。
 - 二 基本財産として寄附された財産。
 - 三 中会総会の議決を経て基本財産に編入された財産。
3. 特別財産は、この中会が包括する教会及び関係団体のために用途を指定して寄附された財産とする。
4. 普通財産は、基本財産及び特別財産以外の財産、基本財産から生ずる果実、中会負担金並びに献金、その他の収入とする。

(基本財産の管理)

第34条 基本財産たる公債、社債その他これに準ずるものは、确实なる信託銀行等に保証預け、又は信託をするものとする。

2. 基本財産たる現金は、国債その他确实なる有価証券に替え、确实な銀行に預けるものとする。

(基本財産の処分)

第35条 基本財産は、処分し又は担保に供することができない。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合において、責任役員定数の3分の2以上の議決、及び中会総会の議決を経たときは、この限りでない。

(特別財産の処分)

第 36 条 特別財産は、当該寄附者が指定した教会その他の関係団体に、無償で使用させ、又は無償で譲渡することができる。

第 3 節 予算及び決算

(予算の編成)

第 37 条 予算は、毎会計年度開始 2 ヶ月前までに編成し、責任役員会において責任役員 3 分の 2 以上の議決、及び 11 月の定期中会総会の議決を経なければならない。

(予算の区分)

第 38 条 予算は、經常及び臨時の 2 部に分け、各々これを款項目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

(予備費の設定及び使用)

第 39 条 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、責任役員会の同意を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 40 条 予算編成後に、やむを得ない事由が生じたときは、責任役員会において責任役員定数の 3 分の 2 以上の議決、及び中会総会の議決を経て、予算の追加又は更正をすることができる。

(特別費及び継続費の設定)

第 41 条 特別の必要があるときは、責任役員会において責任役員定数の 3 分の 2 以上の議決、及び中会総会の議決を経て、特別費及び継続費を設けることができる。

(決算)

第 42 条 決算に当たっては、毎会計年度終了後すみやかに財産目録及び収支計算書を作成し、監事の監査を得、責任役員会において責任役員定数の 3 分の 2 以上の議決、及び 2 月の定期中会総会の議決を経なければならない。

(借入)

第 43 条 借入れ(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く)又は、保証をしようとするときは、責任役員会において責任役員定数 3 分の 2 以上の議決、及び中会総会の議決を経なければならない。

2. 予算に定めた経費を支出するため、当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れをする場合は、責任役員会の承認を受けなければならない。

(歳計剰余金の処置)

第 44 条 歳計に剰余を生じたとき、又は予算外に収入があったときは、これを翌年度の歳入に繰り入れ、又は責任役員会において責任役員定数 3 分の 2 以上の議決、及び中会総会の議決を経、監事の承認を得て、その一部若し

くは全部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 45 条 この中会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終る。

第 5 章 事 業

(通所介護施設及び居宅介護支援事業等の経営)

第 46 条 この中会は、第 3 条の目的達成に資するため、あさひ伝道所(所在地、横浜市旭区鶴ヶ峰本町 1-19-21)に通所介護施設及び居宅介護支援事業等(含む訪問介護・介護予防訪問介護事業)「フレンドシップあさひ」を経営する。

2. 前項の事業は、代表役員が管理し責任役員会の議決を経て中会総会で別に定める「フレンドシップあさひ運営規程」によって運営する。
3. 第 1 項の事業から生じた収益は、あさひ伝道所及び中会の働きのために使用しなければならない。
4. 第 1 項の事業に関する会計は一般会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。

第 6 章 補 則

(規則の変更及び合併)

第 47 条 規則を変更しようとするときは、中会総会において出席代議員の 3 分の 2 以上及び責任役員会の定数の 4 分の 3 以上の同意を得て、所轄庁の認証を受けなければならない。

2. この中会が合併しようとするときも、また同様とする。

(解散の手続)

第 48 条 この中会が解散しようとするときは、中会総会において代議員総数の 4 分の 3 以上が出席し、出席代議員 4 分の 3 以上の賛成を得て、かつ、責任役員会の定数の全員の賛成を得て、所轄庁の認証を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この中会が解散した場合における残余財産は、国若しくは地方公共団体又は責任役員会において責任役員会の定数の全員の同意、及び中会総会の議決を経て決定した他の公益を目的とする事業を営む法人に帰属する。

(施行細則)

第 50 条 この規則を施行するために必要な細則は、中会総会の議決を得て別に定めることができる。

附 則

1. この規則は、この中会の設立の登記を完了した日（昭和 52 年 2 月 25 日）から施行する。
2. この規則施行当初の代表役員及び責任役員は、次のとおりとする。ただし、その任期は第 7 条の規定にかかわらず設立後最初の定期中会総会までとする。

代表役員 柳 瀬 仲 司
責任役員 岩 井 義 人
責任役員 メルベン、D. スタット
責任役員 瀬 底 正 義
責任役員 石 塚 司農夫

附 則

この規則の変更は、文部大臣の認証書の交付を受けた日（平成 10 年 1 月 7 日）から施行する。

附 則

この規則の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成 13 年 6 月 20 日）から施行する。

附 則

この規則の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成 21 年 3 月 2 日）から施行する。

附 則

この規則の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成 23 年 8 月 4 日）から施行する。

2. 日本中会委員会規定

第1章 総 則

(基本理念)

第1条 委員会制度は、次の基本理念に基づくものである。

- 一 中会主義の健全な発展・展開の実践をめざす。
- 二 中会の伝道活動を支援する活動を行う。
- 三 総会の「中会運用の手引き」に準拠しながらも日本中会独自の判断を踏まえて設置される。

(目 的)

第2条 この委員会制度は、教会憲法および日本中会規則第3条の目的達成のために設けられる。

第2章 委員会の設置

(委員会)

第3条 日本中会は、常設委員会と特設委員会の2種類の委員会を設けることができる。

(常設委員会)

第4条 常設委員会とは次の委員会をいう。

- (1) 中会運営委員会
- (2) 中会実行委員会
 - ① 伝道委員会
 - ② 教育・情報委員会
 - ③ 財務委員会
 - ④ 神学・社会委員会
 - ⑤ 教職委員会
 - ⑥ 司法委員会
 - ⑦ 推薦委員会

(委員の選出)

第5条 中会運営委員会の委員は、中会会議で選挙され、中会実行委員会の委員は、推薦委員会の推薦により中会会議で承認されて、その職務に就く。

(二重所属の禁止)

第6条 中会実行委員会の委員は2つ以上の実行委員会に所属することはできない。ただし、推薦委員会の委員はこの限りではない。

(委員会の活動期間)

第7条 常設委員会の活動期間は、1月から12月までとする。ただし、運営委員会、推薦委員会は、運営委員の選出時から次期選出時までとする。

(辞任・代務者)

第8条 中会実行委員会の委員が任期途中でその職務が遂行できなくなった場合は次の手順に従って代務者が立てられる。

- 一 辞任を希望する委員は、委員会委員長もしくは書記に辞任願いを提出する。
- 二 委員会はその件を審議し、やむを得ないと判断した時は、運営委員会宛にその旨を報告する。
- 三 委員の辞任は、中会会議の承認を得る。
- 四 推薦委員会は、前任の中会実行委員の身分に相当する教職者あるいは信徒を代務者に推薦する。
- 五 代務者は、中会会議の承認を得て職務に就くものとする。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。
- 六 中会会議で正式承認を受けるまでの間、その候補者は当該委員会にオブザーバーとして出席する。

(小委員会の設置)

第9条 中会実行委員会は、別に定める小委員会細則によって小委員会を設置することができる。

(特設委員会の設置)

第10条 日本中会は、ある目的達成のために特設委員会細則のよって特設委員会を設けることができる。

第3章 委員会の職務分掌および構成員とその任期

(中会運営委員会)

第11条 中会運営委員会の職務と構成員および任期は次の通りとする。

(職務)

- 一 中会全体の活動を監督し、調整をする。

- 二 長期構想の立案を行う。
- 三 中会内の全ての委員会や機関の働きを点検する。
- 四 中会職員を監督しかつ人事を行う。
- 五 中会に対して目標、目的、計画、行動についての提案を行い、中会の成長、発展を促す。

(委員の構成)

中会会議の代議員の中から**日本中会規則**および「**日本中会運営委員ならびに書記選出細則**」に則(のっと)り選出された者からなる。運営委員は、書記が代議員の場合は、書記を含めて6名で構成される。書記が代議員でない場合は、書記を除いて6名で構成される。6名の内訳は教職者3名、長老3名とする。

(任期)

- ①書記 3年 任期満了後の再選は妨げない。
- ②他の委員 1年 ただし、再任教職者、再任長老はもう1年務めるものとする。任期満了後の再選は妨げない。ただし、連続3年を超えてはならない。

(伝道委員会)

第12条 伝道委員会の職務と構成員および任期は次の通りとする。

(職務)

- 一 開拓伝道を推進する。
- 二 特に困難な状況にある既存教会の再建に当たる。
- 三 中会宣教計画を立案する。
- 四 牧師、伝道師の就任、解任に関する検討と提案を行う。
- 五 無牧教会の代務者に関する検討と提案をする。
- 六 各個教会の伝道委員会を支援し、伝道に関する情報を提供する。
- 七 宣教教育のための各種プログラムを企画し、実行する。
- 八 ミッション・サンデーの実施、総会伝道局の世界伝道に関する広報活動を行う。
- 九 海外宣教・宣教協力の監督と支援を行う。

(委員の構成)

教職者・伝道師2名 信徒3名(長老および長老経験者に限る)

合計5名

(任期) 3年で、再選は原則として1回限り可能

(教育・情報委員会)

第13条 教育・情報委員会の職務と構成員および任期は次の通りとする。

(職 務)

- 一 教派の歴史、神学、教会政治に関する資料を作成し各個教会に提供する。
- 二 中会での教育的行事を行う。
- 三 信徒の教育の課題に対して手助けする。指導者、教会役員の教育プログラムを作成し、指導する。
- 四 中会青年会、中会女性会の活動を援助し監督する。
- 五 中会各委員会の新任委員のオリエンテーションを行う。
- 六 機関誌「プレスビテリー」を発行する。
- 七 必要に応じて出版活動を行う。
- 八 中会内の情報の交換を促進する。
- 九 ユース・トライエニアムに青年を派遣する。

(委員の構成) 教職者・伝道師4名 信徒4名 合計8名

(任 期) 3年で、再選は原則として1回限り可能

(財務委員会)

第14条 財務委員会の職務と構成員および任期は次の通りとする。

(職 務)

- 一 中会予算案を作成する。
- 二 中会の財産を管理する。
- 三 各個教会の分担金を検討提案して、中会予算の健全化に努める。
- 四 中会の会計報告を定期的に点検する。
- 五 教職者、伝道師の謝儀、中会職員の給与規定の見直しを行う。
- 六 教職者、伝道師、中会職員の福利厚生を検討する。

(委員の構成) 教職者1名 信徒4名 合計5名

(任 期) 3年で、再選は原則として1回限り可能

(神学・社会委員会)

第15条 神学・社会委員会の職務と構成員および任期は次の通りとする。

(職 務)

- 一 総会(GA)の神学・社会委員会と個々の教会の同様な働き部門との橋渡しをする。
- 二 重要な神学、社会問題に関する中会の対応を検討し、必要な場合は、宣言、声明等を作成する。
- 三 神学、社会問題についての教会員の意識を高め、資料やセミナー等を提供する。
- 四 中会内での問題を引き起こしている教理的混乱を解決する。

(委員の構成) 教職者・伝道師2名 信徒3名 合計5名

(任期) 3年で、再選は原則として1回限り可能

(教職委員会)

第16条 教職委員会の職務と構成員および任期は次の通りとする。

(職務)

- 一 教職志願者を希望する全ての者に面接を行い、事前審査を行う。
- 二 教職志願者を監督し育成する。
- 三 教職志願者の伝道師任職に際して面接をし、事前審査を行う。
- 四 伝道師の教職者按手に際して面接をし、事前審査を行う。
- 五 新任伝道師の任地を定める。
- 六 伝道師を監督し、育成する。
- 七 教職者の伝道、牧会の活動を見守り必要が生じた時は指導援助を行う。
- 八 教職者が継続教育の機会を持てるように図る。
- 九 中会牧師会(注)の活動を援助し監督する。

注) 中会牧師会は、すべての教職者・伝道師によって構成され、相互の研鑽と交わりを目的とし、定期的に会合を持つ。中会から牧師による専門的判断を求められた時には、検討を行い、見解を報告する。

(委員の構成)

教職者3名 信徒2名(長老および長老経験者に限る) 合計5名

(任期) 3年で、再選は原則として1回限り可能

(司法委員会)

第17条 司法委員会の職務と構成員および任期は次の通りとする。

(職務)

- 一 年に一回、小会会議録、および伝道所運営委員会議事録を点検する。
- 二 中会に宛てられた上訴、抗議、照会を審査し、提案を行う。
- 三 中会規則、諸規定の作成および改定を行う。
- 四 必要が生じた際に、「信仰告白」、「教会憲法」、「訓練規定」、「礼拝指針」、「会議規定」の翻訳の修正、あるいは新たな翻訳を行う。
- 五 教会憲法、および宗教法人規則に関する問題の解決にあたり、必要が生じた際には中会会議に対して解釈を示す。

(委員の構成)

職権委員である書記を含め合計3名で構成する。
教職者と信徒を必ず1名以上含むこととする。

特設委員会細則

日本中会委員会規定第10条に定める特設委員会に関してはこの細則による。

(設置)

第1条 特設委員会を設ける場合は、中会会議の承認を要する。

(委員の選出)

第2条 特設委員会の委員選出は、推薦委員会によって委員を選出し、中会会議に報告する。ただし、候補者の所属教会と候補者の事前の了承を必要とする。

(任期)

第3条 5年 ただし、5年に満たない場合は委員会活動終了時までとする。任期満了後の再選は妨げない。

(委員長の指名)

第4条 特設委員会の委員長は、構成員の互選とする。

(活動計画・活動報告と予算・決算)

第5条 活動計画・活動報告と予算・決算は、常設委員会に準ずる。

(委員会継続確認)

第6条 特設委員会活動が5年を超える場合は、運営委員会は5年ごとに特設委員会の継続の有無、委員の構成等を審議し、中会会議に特設委員会継続の承認を求めなければならない。

(解散)

第7条 特設委員会の解散は、中会会議の承認を要する。

付 記

この細則の改正は、2006年11月23日中会会議承認後即日施行する。

推薦委員会細則

日本中会委員会規定第18条に定める推薦委員会の推薦の手続はこの細則による。

信徒枠の推薦手順

(小会への通知)

第1条 推薦委員会は、信徒枠の委員候補者提出の依頼を各小会に通知する。

- 一 改選にともなう新たな委員の人数とその委員会名を明記する。
- 二 各委員会の職務内容、特に重点的に取り組んでいる事項や近いうちに取り組むであろう事柄を明記する。
- 三 教職者、あるいは長老経験者等の条件がある場合はそれを明記する。

(小会からの推薦)

第2条 各小会は、本人の承諾を得た上で信徒候補者を推薦委員会に提出する。

- 一 適当な候補者が提出できない場合を除き、各委員会への候補者の提出人数は1名とする。
- 二 1人の人を重複して委員会候補者として提出してはならない。
- 三 提出に際して、各小会は候補者の奉仕歴（中会あるいは各教会での）を簡単に付記する。また、本人からの要望等があれば合わせて付記する。
- 四 中会委員会制度の委員の任期は3年で、再選は原則として1回限り可能であり、これに抵触しないように小会は候補者を提出する。

教職枠の推薦手順

(教職者への通知)

第3条 推薦委員会は、委員会の改選教職者、未就任教職者に、委員会への就任依頼を行う。

- 2 該当教職者は、就任希望委員会を推薦委員会に連絡する。委員会に参加できない場合は、その理由を明記して推薦委員会に提出する。

(選出作業)

第4条 推薦委員会は、各小会から提出された信徒候補者、教職者の希望

を基にして、中会会議に推薦する新しい委員の選出作業を行う。

- 一 信徒候補者、該当教職者の中から各委員会会の該当人数を選出する。
- 二 選出に当たっては、各委員会の現職の委員との兼ね合いを考慮する。
- 三 選出に当たっては、各委員会、あるいは委員会制度全体の構成員が特定の教会の会員に偏らないように配慮する。
- 四 委員の募集枠に対して、各小会からの信徒候補者の数が満たない場合は、以下の処置を行う。
 - (1) 推薦委員会は各小会に再度信徒候補者提出の依頼をする。
 - (2) 他に募集人数を越えた委員会があった場合は、その委員会の信徒候補者の中から委員を選出する。この場合、推薦委員会は本人の所属する小会の承認と小会を通じて本人の承諾を得ること。
 - (3) 推薦委員会の判断により特定の信徒をその所属する教会の小会に候補者として提出してもらうよう交渉する。この場合、推薦委員会は本人と直接交渉してはならない。
- 五 委員の募集枠に対して、教職候補者の数が満たない場合は、以下の処置を行う。
 - (1) 他に募集人数を越えた委員会があった場合は、教職候補者に委員会の変更を依頼する。
 - (2) 推薦委員会は、委員会未就任教職者に再度委員会への就任を依頼する。
- 六 四、五の処置にも関わらず候補者の数が満たない場合で、委員会活動の停滞を招く等、やむを得ないと判断した場合は、推薦委員会は、再々選の候補者を推薦できる。ただし、任期は1年とする。

(中会会議への推薦)

第5条 推薦委員会は、毎年11月に行われる定例の中会会議に次年度常設委員を推薦する。

- 2 委員会に欠員が生じた場合、新たに特設委員会が創設された場合、推薦委員会は委員を中会会議に推薦する。

付 記

この細則の改正は、2006年11月23日中会会議承認後即日施行する

3. 日本中会運営委員 ならびに書記選出細則

第1章 書 記

(資 格)

第1条 書記は、初年度のみ、代議員でなければならない。2年目以降は代議員でなくてもよいが、中会運営委員会での議決権はなくなる。

(任 期)

第2条 書記の任期は3年である。任期満了後の再選は妨げない。

(選 任)

第3条 書記の選出は、中会運営委員の選出に先立って行う。書記は、中会推薦委員会が中会代議員の中から本人の承諾を得て、議場に推薦するか、あるいは本人の承諾を得たうえで、議場で他の中会代議員が推薦することができる。候補者が1名の場合は過半数の表決で、複数の場合は多数決の表決で決定する。

(代務者)

第4条 書記が任期途中で日本中会規則第10条による事情が生じ、その職務が遂行できなくなった場合は、中会運営委員会は、本人の承諾を得て代務者を立てるものとする。代務者は前任の書記の身分に相当する教職者あるいは治会長老から選ばれる。ただし、代務者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解 任)

第5条 日本中会規則第15条を準用する。

第2章 中会運営委員

(構成)

第6条 中会運営委員は、書記が代議員の場合は、書記を含めて6名で構成される。書記が代議員でない場合は、書記を除いて6名で構成される。6名の内訳は教職者3名、治会長老3名とする。

(任期)

第7条 書記を除く中会運営委員の任期は1年である。

2 中会運営委員のうち、教職者1名、治会長老1名を再任中会運営委員とし、さらに1年中会運営委員を務めるものとする。

3 任期満了後の再選は妨げない。ただし、連続3年を超えてはならない。

(選任)

第8条 中会運営委員は中会会議において出席中会代議員のうちより選出する。

のとする。

- 6 不完全連記*の場合も有効とする。ただし、同一人物を複数連記した場合は一票扱いとし、指定された人数より多い人数を記載の場合は無効とする。 ※：指定された人数よりも少ない人数を記載すること
- 7 選出された運営委員は、理由を客観的に証明できる文書等がなければ、辞退することはできない。

(再任中会運営委員の選任)

- 第9条 中会運営委員の選出投票の得票数の多い順に、教職者1名、治会長老1名を再任中会運営委員とする。ただし、2年連続で運営委員を務めている場合は再任中会運営委員になることはできない。
- 2 表決が同数の場合は、その候補者だけで再度投票を行うものとする。

(代務者)

- 第10条 書記を除く中会運営委員が、中会代議員としての資格を失った場合、あるいは日本中会規則第10条による事情により、任期途中で辞任した場合は、中会運営委員会は、選出時に次点であった者を代務者とする。次点者が複数いた場合は、選出時にくじ引きを行い次点者を確定させる。代務者は前任の中会運営委員の身分に相当する教職者あるいは治会長老から選ばれる。ただし、代務者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解 任)

- 第11条 日本中会規則第16条による。

施行 1998年5月24日

改定 2001年11月23日

付 記

- 1、この規定の改正は、2006年11月23日中会会議承認後即日施行する。
- 2、この規定の改正は、2011年5月29日中会会議承認後即日施行する。

4. 日本中会伝道所規定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、カンバーランド長老キリスト教会日本中会（以下「中会」という）が、積極的、かつ円滑に伝道所を生み出し、支援していくために、必要な事項を定めたものである。

第2章 開 設

(伝道所の開設)

第2条 伝道所は中会が開設する。

(伝道所開設準備の申請)

第3条 中会に属する信徒、教職者、小会は、中会伝道委員会に伝道所開設の準備を行うことを申請することができる。

2 前項の申請は、中会伝道委員会に対し、次の事項を記載した文書により行われなければならない。

- (1) 開設主旨
- (2) 計画の概要

(伝道所開設委員会の設置)

第4条 中会伝道委員会は、伝道所の開設にあたって伝道所開設委員会の設置を中会会議に申請することができる。

2 伝道所開設委員会の委員は、教職者および長老または長老経験者のうちから、中会会議において任命された者とする。

3 委員の構成は、教職者2名以上、長老または長老経験者2名以上でなければならない。

(伝道所開設委員会の働き)

第5条 伝道所開設委員会は伝道所開設の申請のために必要な各種調査、検討を行うものとする。

(伝道所開設の申請)

第6条 伝道所開設委員会は、中会伝道委員会に伝道所開設の申請をすることができる。

2 前項の申請は、次の事項を記載した文書により行われなければならない。

- (1) 名 称

- (2) 所在地
- (3) 開設の主旨
- (4) 所属しようとする信徒があれば、その概数
- (5) 伝道所開設に伴う財政計画
- (6) 伝道所開設後5年間の宣教計画
- (7) 担任牧師または代務者の氏名
- (8) 伝道所運営委員会の構成

(伝道所開設の承認)

第7条 伝道所は、中会伝道委員会の申請に基づき、中会会議の承認をもって開設される。

第3章 支援

(伝道所に対する支援、および指導・監督の一般原則)

第8条 中会は、伝道所に対し、必要な支援、および指導・監督を行うものとする。

- 2 中会は、必要に応じて前項の支援、および指導・監督のために、小会に対し、その同意を得て、協力を依頼することができる。

(伝道所運営委員会の設置および解散)

第9条 中会は、伝道所の運営のために伝道所運営委員会を設置する。

- 2 伝道所運営委員会は、中会の派遣する委員（教職者または長老あるいは長老経験者に限る）と中会が認めた伝道所の代表によって構成されるか、または、中会の委託する小会と中会が認めた伝道所の代表によって構成される。
- 3 中会は、その伝道所が伝道教会もしくは教会になった時点で当該委員会を解散する。

(伝道所運営委員会の働き)

第10条 伝道所運営委員会は、伝道所の宣教と教会形成のために、担任牧師または代務者と共に、各個教会の小会に準ずる機能と責任を担うものとする。

(伝道所および伝道教会に対する経済的支援)

第11条 中会は、伝道所および伝道教会に対し、経済的支援を行うものとする。

- 2 前項の経済的支援の額は、毎年、各伝道所、伝道教会の中会伝道委員会への申請に基づき、中会会議において決定され、支給されるものとする。
- 3 支援の期間は、原則として伝道所に対しては6年間、伝道教会には4年

間とする。ただし、中会が、宣教的配慮が必要と判断した場合は、中会会議の承認をもって、その期間を延長することができる。

- 4 小会で伝道所、伝道教会に対し、経済的支援を行おうとするときは、中会伝道委員会との協議により、中会を経由して行わなければならない。

(伝道所に対する指導・監督の方法)

第 12 条 伝道所運営委員会は毎年 1 回、伝道所の教勢報告および運営委員会会議録の写しを中会に提出する。

- 2 中会は、必要と認めたときは、伝道所運営委員会もしくは委託している小会に対し、指導・監督を行うことができる。
- 3 中会は、伝道教会に対しても、必要と認めたときは、指導・監督を行うことができる。

第 4 章 種別の変更

(種別の変更)

第 13 条 伝道所、伝道教会、教会は次に示す表を目安として、中会伝道委員会に種別の変更を申請することができる。

種 別 \ 目 安	小会設置能力	経済的自立	活動会員数
伝道所 - FELLOWSHIP	な し	な し	—
伝道教会 - MISSION CHURCH	あ り	な し	20 名以上
教 会 - CHURCH	あ り	あ り	30 名以上

(伝道所の廃止)

第 14 条 中会は伝道所を廃止することができる。

- 2 前項に基づく場合、信徒および財政の取扱は、中会会議の決議によらなければならない。

付 則

- 1 この規定にないものは、**教会憲法**による。
- 2 この規定の改廃は、中会会議の議決による。
- 3 この規定は、2001 年 11 月 23 日中会会議承認後即日施行する。
- 4 この規定の改正は、2011 年 11 月 23 日中会会議後即日実施する。

5. 日本中会 教職志願者および伝道師規定

(目的)

第1条 カンバーランド長老教会の教会憲法に規定する教職志願者および伝道師に関して日本中会の取扱上必要な事項を定めたものである。

第1章 教職志願者

(定義)

第2条 教職志願者とは、教職者(牧師)を志願している下記のいずれかの者で、中会会議で承認された者

- (1) 日本中会が指定する神学校において学びをする者、または、上記神学校を卒業した者。
- (2) 代替神学教育を受講する者または代替神学教育を修了した者。

(日本中会指定神学校)

第3条 前条の日本中会が指定する神学校とは次の2大学、2校をいう。ただし、必要が生じた場合はその都度検討する。

- (1) メンフィス神学校
- (2) 東京神学大学・大学院
- (3) 東京基督教大学・大学院
- (4) 日本聖書神学校

(教職志願者の処遇)

第4条 教職志願者の転籍があった場合は、その結果を中会教職委員会へ所属教会(伝道教会および伝道所)が報告する。

- 2 教職志願者が研修を受ける教会は、本人および所属教会の希望を考慮しつつ、中会教職委員会で決定し、中会運営委員会に報告する。
- 3 教職志願者は中会常設委員会のうち、中会伝道委員会・中会教職委員会を除くその他の委員会および中会会議に陪席して「中会主義」(プレビテリアニズム)を実践的に学び、教会形成の見識を深めなければならない。
- 4 教職志願者は神学校に在籍中、中会会議が定める一定額の援助金を受けることができる。ただし、教職志願者の資格を失った場合、返却義務が生じる事もある。

(面接および報告等)

第5条 教職志願者が研修を受ける教会は、中会教職委員会に対して毎年2回、9月10日および3月10日までに教職志願者の学びの状況について文書を

もって報告しなければならない。

- 2 教職志願者が研修を受ける教会の牧師または伝道師は適宜、面接を行い助言し指導しなければならない。
- 3 教職志願者は毎年2回9月および3月の適当な時期に中会教職委員会の面接を受けなければならない。さらに面接に先立ち教職志願者は中会教職委員会に学びや研修の状況を文書で報告しなければならない。ただし、神学校最終学年にある教職志願者については適宜、面接を行うことができる。

第2章 伝道師

(定義)

第6条 伝道師とは、教職志願者が牧会と伝道の働きにふさわしい一定の資質と能力を備え、中会が定める伝道師試験に合格し、中会会議において伝道師に任職された者で、教職者の按手の備えをする者をいう。

(処退)

第7条 伝道師として留まることのできる期間は7年である。同期間を経過した場合は伝道師名簿から削除される。

(面接および報告)

第8条 伝道師を指導し育成するため、中会教職委員会は適宜、面接を行うものとする。

(任地の提案)

第9条 新任伝道師の最初の任地に関しては中会教職委員会が提案する。ただし、中会教職委員会はその扱いを中会伝道委員会に委嘱することができる。

(教会との契約関係)

第10条 伝道師と教会の関係は中会による派遣、あるいは教会による招聘のいずれかである。その期間については特に規定しない。

付 則

- 1 この規定は、中会会議で承認された翌日から施行する。
(2000. 2. 27 定期中会会議)
- 2 この規定の改正は、2009年11月23日の定期中会会議の議決を得てから施行する。
- 3 この規定の改正は、2011年5月29日の臨時中会会議の議決を得てから施行する。

6. 日本中会教職者試験規定

1章 伝道師試験

(試験の実施)

第1条 日本中会は、伝道師試験を原則として年1回、1月に行う。

(受験推薦)

第2条 教職志願者(神学生)の所属教会の小会、もしくは伝道所運営委員会は、適当な時期に教職志願者と面接を行い、伝道師に任職されるにふさわしいと判断したならば、中会教職委員会宛に受験推薦書を書かなければならない。面接は、伝道師試験が実施される月の3ヶ月前までに行うよう便宜をはからなければならない。

2 教職志願者は、下記の証明書を添え、受験推薦書を伝道師試験が実施される月の2ヶ月前までに中会教職委員会に提出し、受験の申請をしなければならない。

①指定神学校卒業生

卒業証明書(卒業見込み証明書)、成績証明書

②代替神学教育修了者

修了証明書、成績証明書

(試験内容)

第3条 試験内容は、次の通りである。

- 一 指定聖書箇所(旧約、新約から各1箇所、計2箇所)の釈義原稿提出
 - 二 上記と同じ箇所の説教原稿提出
 - 三 提出された説教原稿による説教(旧約、新約の内どちらか1つ)
 - 四 面接(釈義と説教に関する諮問を含む)
- 2 原稿は5部用意し、試験日の2週間前までに中会事務所に提出のこと。

(審査)

第4条 中会教職委員会は、**教会憲法6.201**を基準にして伝道師試験の審査を行う。

2 出席する中会教職委員会の全員が、各科目(旧約釈義、新約釈義、説教、面接)において100点満点で70点以上の評価をした場合、合格とする。

3 不合格の場合、合格点を得た科目(面接は除く)は3年以内であ

れば有効とする。

- 4 合格点に及ばない科目があっても、総合評価において全員が80点以上の評価をした場合は、合格とする。その場合、合格点に及ばない科目については改めてレポートを提出し、中会教職委員会の面接を受けなければならない。

(試験結果の報告)

第5条 中会教職委員会は試験の結果を中会運営委員会に報告し、次の中会会議において承認を得なければならない。

第2章 教職者試験

(教職者の任職)

第6条 日本中会は、2年の伝道師期間を経、教職者試験に合格し、中会会議の承認を得た者を教職者に任職する。

(試験の実施)

第7条 日本中会は、教職者試験を原則として年1回、1月に行う。

(試験の告知)

第8条 中会教職委員会は、伝道師が教職者試験を受験する準備が整ったと判断したら、遅くとも試験が実施される月の3ヶ月前までに、まずその伝道師の派遣先(招聘先)教会の小会議長の受験推薦書を求め、その上で、伝道師に対して教職者試験の実施と試験内容の詳細を知らせなければならない。

(試験内容)

第9条 試験内容は、次の通りである。

- 一 指定聖書箇所(1箇所)の釈義原稿提出
 - 二 上記と同じ箇所の説教原稿提出
 - 三 **信仰告白、教会憲法**およびカンバーランド長老教会の歴史から各1題 計3題の論文提出
 - 四 面接(釈義、説教、論文に関する諮問を含む)
- 2 原稿は5部用意し、試験日の2週間前までに中会事務所に提出のこと。

(審査)

第10条 中会教職委員会は、**教会憲法**6.32を基準にして教職者試験の審

査を行う。

- 2 出席する中会教職委員会の全員が、各科目（釈義、説教、**信仰告白**、**教会憲法**、歴史、面接）において100点満点で70点以上の評価をした場合、合格とする。
- 3 不合格の場合、合格点を得た科目（面接は除く）は3年以内であれば有効とする。
- 4 合格点に及ばない科目があっても、総合評価において全員が80点以上の評価をした場合は、合格とする。その場合、合格点に及ばない科目については改めてレポートを提出し、中会教職委員会の面接を受けなければならない。

（試験結果の報告）

第11条 中会教職委員会は試験の結果を中会運営委員会に報告し、次の中会会議において承認を得なければならない。

付 則

第12条 この規定は、規定が承認された翌日から施行する。

（1997. 11. 24 定期中会会議）

- 2 この規定は、2011年5月29日中会会議承認後即日施行する。

7-1. 日本中会共働牧師規定

(共通認識)

- 第1条 日本中会は、2000年2月の第49回中会会議において下記の事項を日本中会の共通認識とすることを承認した。
- 一 担任牧師はあくまでも1名である。
 - 二 議長任命権は中会にある（監督権）。議長職をローテーションで回す場合でもこの権限が失われないように、そのローテーション自体を中会会議で承認しておく必要がある。
 - 三 担任牧師が議長であり小会構成員である。担任牧師以外の牧師は議長でないが故に小会構成員ではなく、当然議決権はない。
 - 四 担任牧師以外の牧師が小会構成員となる方法は職権委員となることである。その場合の条件は教会員総会での承認である。つまり小会での議決権を担任牧師以外の牧師に与えるという教会員総会での教会員の意味確認を必要とする。

(定義)

- 第2条 **教会憲法**が規定している教職者と教会との3つの関係 —— 担任牧師、副・準牧師、代務者 —— に、第4の関係である共働牧師を追加する。
- 2 前条4項で教会員総会での教会員の意味確認によって、小会での議決権が与えられる「担任牧師以外の牧師」とは共働牧師のことである。

(条件)

- 第3条 共働牧師の職に就くことができるのは、按手を受けている教職者で、招聘先の教会員総会において小会の議決権を与えるという教会員の意味確認がある者である。

(職務)

- 第4条 各個教会は任期を付さずに共働牧師を招聘し、中会は小会会議の議長の職をのぞく教会における霊的指導をその者に委ねる。

(就任)

- 第5条 共働牧師の就任式においては、**教会憲法** 7. 11の「担任牧師」を「共働牧師」と読み換えることとする。

7-2. 日本中会他教団教職者の受け入れ規定

(目的)

第1条 この規定は、他教団の教職者をカンバーランド長老キリスト教会日本中会（以下「日本中会」）の教職者として受け入れるために必要な事項を定めたものである。この規定は、**教会憲法** 6. 201～211, 6. 41～43 の定めに準ずるものである。

(定義)

第2条 他教団志願者とは、他教団の教職者で日本中会の教職者になることを志願する者で、以下に該当し、中会会議で受け入れられた者をいう。

- (1) 日本中会が指定した神学校^{※1}（以下「指定神学校」）を卒業した者および代替神学教育を修了した者
- (2) 指定神学校以外の神学校を卒業した者
 - ①指定神学校での学びをする者
 - ②代替神学教育を受講する者

※1 東京基督教大学・大学院、東京神学大学・大学院、日本聖書神学校、メンフィス神学校
（「日本中会教職志願者および伝道師規定」3条）

(資格)

第3条 他教団志願者は、教会憲法 6. 41 に基づき、中会教職委員会の面接を受けなければならない。

中会教職委員会は次の事項の調査を行う。

- (1) その所属する教団の正式の資格証明書を持っているかどうか。
- (2) 神学校の卒業資格を有するかどうか。
- (3) カンバーランド長老教会の歴史、神学、教会政治の知識を持っているかどうか。
- (4) カンバーランド長老教会の教職者として仕えるのにふさわしいかどうか。

(他教団志願者受け入れ)

第4条 前条に関して満足すべき答えが得られたならば、中会教職委員会は、その教職者を他教団志願者として受け入れるように中会運営委員会に推挙し、次の中会会議において承認を得なければならない。

(他教団志願者の処遇)

第5条 他教団志願者は、伝道師と同等の権利と義務を有する。

諸規定は、「日本中会教職志願者および伝道師規定」2章を準用する。
任職式は教会憲法 6.203 を準用する。

(学び)

第6条 指定神学校以外の神学校を卒業している他教団志願者は、指定神学校を卒業するか、あるいはカンバーランド長老教会総会認可の代替神学教育を終了しなければ、教職者試験を受けることはできない。

(研修)

第7条 他教団志願者は、下記の研修を受けなければならない。ただし、中会教職委員会が受けることができないと認めた研修については、免除もしくは、別の研修に替えることができる。

- (1) 日本中会に属する教会・伝道所（以下「教会」）で研修し、教会で年2回以上の説教を行うこと。
- (2) 研修教会以外の少なくとも3教会で研修を行うこと。
- (3) 伝道委員会、教職委員会を除く、中会常設委員会で研修を行うこと。
- (4) 中会会議を傍聴すること。

(面接および報告)

第8条 他教団志願者は、中会教職委員会が指定した日に、研修、学びの報告書の中会教職委員会に提出しなければならない。その際、中会教職委員会の面接を受けなければならない。

- 2、他教団志願者が研修している教会は、研修終了時、もしくは複数年にわたる場合は毎年3月に研修の状況報告を中会教職委員会に行わなければならない。

(教職者試験)

第9条 教職者試験は、原則として2年の他教団志願者の期間を経て、伝道師の教職者試験と同様に行う（「日本中会教職者試験規定」第2章）。

(教職者受け入れ)

第10条 日本中会の中会教職委員会が実施する教職者試験に合格し、他教団志願者が有していた教職者資格が承認されたならば、他教団教職者は正式に日本中会の教職者名簿に記載される。

付 則

第11条 この規定は、2011年5月29日中会会議承認後即日施行する。

8. 日本中会就業規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、カンバーランド長老キリスト教会日本中会（以下「中会」という）および中会に属する教会（以下「教会」という）に採用された有給の教職者等の就業に関する事項を定めたものである。

(定 義)

第2条 この規則において有給の教職者等とは、所定の手続により中会および教会に採用された者をいう。

2 有給の教職者等を次のように区分する。

- 一 牧師
- 二 伝道師
- 三 中会主事
- 四 高座教会事務系職員
- 五 希望が丘教会めぐみ幼稚園職員

(適用範囲)

第3条 この規則は、前条2項の内、牧師、伝道師（以下「教職者」という）に適用する。教職者と異なる条件で契約している中会主事、高座教会事務系職員、希望が丘教会めぐみ幼稚園職員に対しては、別に定める規定による。

第2章 職 務

(職 務)

第4条 教職者の職務についてはカンバーランド長老教会憲法（以下「教会憲法」という）に定めるところによる。

第3章 人 事

(採 用)

第5条 教会憲法および「日本中会教職志願者および伝道師規定」に定めるところによる。

(休 職)

第6条 中会は、教職者が以下の各号のいずれかに該当するとき、休職を命じる。
一 業務外の負傷、疾病による引き続き欠勤 90 日を越えたとき

- 二 自己の都合により、引き続き欠勤 30 日を超えたとき
 - 三 公務に就任し、業務に支障があると認められたとき
 - 四 中会により資格停止を課せられたとき
 - 五 前各号の外特別の事由を中会が認めたとき
- 2 休職の期間は次の通りとする。ただし、中会が特別の事情を認めた場合は延期できる。
- 一 前項第 1 号の場合は、2 ヶ年
 - 二 前項第 2 号の場合は、3 ヶ月
 - 三 前項第 3 号から 5 号の場合は、各々について必要と認める期間
- 3 休職期間は原則として勤続年数に通算されない。ただし、中会が特別の事情を認めた場合はこの限りではない。
- 4 休職期間中の謝儀については、別に定める**謝儀規定**による。
- 5 休職中は、近況を報告しなければならない。
- 6 休職が命じられた教職者の休職事由が消滅したときは復職させる。

(退 職)

- 第 7 条 教職者が、次の各号のいずれかに該当したときは退職とし、カンバーランド長老キリスト教会日本中会の教職者の資格を失う。
- 一 死亡したとき
 - 二 定年に達したとき
 - 三 休職期間が満了しても休職事由が消滅しないとき
 - 四 退職を申し出て 2 週間を経過したとき
- 2 前項に定める退職の日付は次の各号のとおりとする
- 一 死亡による場合 死亡した日
 - 二 定年による場合 定年年齢に達した日に属する年末
 - 三 休職期間満了による場合 期間が満了した日
 - 四 自己都合による場合 発令の日

(自己都合による退職の手続)

- 第 8 条 この都合により退職しようとする場合は、原則として 30 日前までに退職願を中会に提出するものとする。

(定 年)

- 第 9 条 「日本中会教職者定年および退職年金規定」に定めるところによる。

(解 雇)

- 第 10 条 教職者が次の各号のいずれかに該当する場合は解雇する。ただし、中会会議（総会）の承認が必要である。

- 一 教職者としての資格を失ったとき
 - 二 精神または身体の障害により職務に堪えられないと認められたとき
 - 三 その他前号に準ずるやむを得ない事由があるとき
- 2 前項により教職者を解雇する場合は、30 日前に本人に予告し、または平均賃金の 30 日分に相当する予告手当を支給する。ただし、予告の日数は、平均賃金を支給した日数だけ短縮することがある。

第 4 章 勤 務

(就業時間)

第 11 条 就業時間は、毎月 1 日を起算日すると 1 ヶ月単位の変形労働時間制によるものとし、1 週を平均して 40 時間を超えない範囲とする。

2 始業時刻 終業時刻 休憩時間および実働期間は次のとおりとする。

- 一 始業時刻 午前 9 時
- 二 終業時刻 午後 5 時
- 三 休憩時間 午後 0 時～午後 1 時
- 四 実働時間 7 時間

(勤務地)

第 12 条 勤務の場所は、教職者の招聘された教会内とする。

2 前項以外の場所で開催される会議、集会、委員会等で勤務することがある。

(無事故扱い)

第 13 条 教職者が次の理由のいずれかにより、やむをえず欠席、遅刻、早退または外出した場合は、これを無事故扱いにする。

- 一 業務上負傷し、または疾病にかかり、療養を要するとき
- 二 選挙権その他公民としての権利を行使するものが、その必要な時間につき勤務を離れたとき
- 三 公の職務を執行するとき、その必要な時間につき勤務を離れたとき
- 四 天災、地変その他にこれに類する災害をこうむったとき
- 五 第 24 条に該当し、就業を禁止されたとき
- 六 その他中会が認めたとき

(欠 勤)

第 14 条 教職者が次の理由で欠席した場合は勤務先の教会を通じて中会に報告しなければならない。

- 一 業務上の傷病のために欠勤が連続 3 日以上に及んだ場合
- 二 業務外の傷病のため欠勤連続 7 日以上に及んだ場合、医師の診断書を

中会に提出しなければならない。

第5章 休日および休暇

(休日)

第15条 休日は、次の通りとする。

- 一 月曜日
- 二 年末年始（12月29日から1月4日まで）の7日
- 三 前一、二の休日と、他の日と振替えることがある
- 四 国民の祝日および休日

(休暇)

第16条 休暇は、夏期（7月1日から9月30日までに取得）の5日間および年間20日間とする。なお、年間20日間分については未使用分を次年度に繰り越すことができる。（2年分最大40日とする。）

(特別休暇)

第17条 教職者は、以下の特別休暇をとることができる。

- 一 本人の結婚 7日以内
 - 二 子女の結婚 2日以内
 - 三 本人の出産 出産予定日を基準基準として産前8週間、産後8週間
 - 四 配偶者の出産 2日以内
 - 五 生理日 本人の必要な日数を原則とする。
 - 六 服喪
 - イ 配偶者または1親等の血族（血族である父母または子供）の喪に服すとき7日以内
 - ロ 2親等の血族（血族である祖父母、孫または兄弟姉妹）または同居していた1親等の姻族（血族である子供の配偶者、配偶者の血族である父母等）の喪に服すとき 5日以内
 - ハ 同居していなかった1親等の親族または同居していて2親等の姻族（血族である孫の配偶者、配偶者の血族である兄弟姉妹等）の喪に服すとき3日以内
- 2 前項の六のイ、ロ、ハの休暇に必要とされる往復日数は加算されるものとする。
- 3 特別休暇中の謝儀については別に定める謝儀規定による。

(育児休業)

第18条 教職者は、育児のために子が満1歳になるまでの間、育児休業を取得することができる。

- 2 育児休業およびこれに付帯する事項は、別に定める**育児介護休業規定**による。

(介護休業)

第 19 条 教職者は、要介護状態にある家族を介護するために、介護休業を取得することができる。

- 2 介護休業およびこれに付帯する事項は、別に定める**育児介護休業規定**による。

第 6 章 謝儀および旅費

(謝 儀)

第 20 条 謝儀（給与等）および賞与の決定、計算方法、支払方法、締切日、支払時期および昇給に関する事項については別に定める**謝儀規定**による。

(退職金)

第 21 条 退職金の決定、計算方法、支払方法および支払時期等に関する事項については別に定める「**日本中会教職者定年および退職年金規定**」による。

(旅 費)

第 22 条 教職者が業務のために国内外を旅行する場合の旅費その他の事項については、別に定めるところによる。

第 7 章 安全衛生

(健康診断)

第 23 条 教職者は、毎年定期的に健康診断を行う。

(就業禁止)

第 24 条 教職者が次のいずれかに該当する場合、専門の医師の意見を聞いた上で、就業を禁止する。

- 一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- 二 精神障害のために、現に自身を傷つけ、または他人に害を及ぼすおそれのある者
- 三 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- 四 その他労働大臣が定めるものにかかった者

- 2 前項各号に定める事由が消滅した場合は、医師の承認を得て就業させる。

第8章 業務災害

(療養補償給付)

第25条 教職者が業務上負傷し、または疾病にかかったときは、「労働基準法」第75条の規定により中会が必要な療養を行い、または療養に必要な費用を支給する。

2 補償を受けるべき者が、同一の事由について、「労働者災害補償保険法」によって災害補償に相当する給付が行なわれる場合は、その給付額に相当する補償は行わないものとする。

第9条 補則および付則

(改正)

第26条 この規定は、施行開始から5年毎に中会会議（総会）において検討を加え、必要な改正を行うものとする。ただし、期間中も必要な改正を行うことを妨げない。

付 則

この規定は、2000年11月23日の定期中会会議の議決を得てから施行する。

9. 日本中会主事規定

第1章 総則

(目的)

第1条 カンバーランド長老キリスト教会日本中会（以下「中会」という）は、「宣教理念」に基づき、中会の働きを円滑かつ具体的に推進するために総合的な日常事務を行う機能として主事職を中会運営委員会の管轄のもとに置く。

第2条 この規定は主事職の労働条件および処遇について定めたものである。

第2章 職務と資格

(職務)

第3条 主事の職務は別に定める細則による。

(資格および条件)

第4条 主事の職務は広範かつ多岐にわたるため、能力、経験、資質について次の要件の幾つかを備えた者とする。

- 一 中会に所属する教職者
- 二 教会員
- 三 就業は原則としてフルタイムで勤務可能な者。ただし、例外もありうる。
- 四 広い視野で計画、立案、折衝が求められているため、社会性や協調性を備えた者。

第3章 募集・採用・主事職の補佐

(募集の方法)

第5条 主事の募集が必要となった時、中会運営委員会は各個教会に文書をもって通知する。

(採用方法)

第6条 応募者は、履歴書および必要に応じて課題論文を提出し、中会運営委員会が行う書類審査および、面接試験を受けなければならない。

第7条 中会運営委員会の事前審査を経て、中会会議で採用を決定する。

(主事の補佐職)

第8条 主事を補佐する事務職を必要に応じて中会運営委員会の決議で置くことができる。この場合、期間を定めて、あるいは定めずに採用することができる。

第4章 勤 務

(勤務時間および休憩時間)

第9条 主事の労働時間および休憩時間は次の通りとする。

- 一 労働時間は月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。
 - 二 休憩時間は午後0時から午後1時まで。
 - 三 実働時間は7時間である。
- 2 主事が労働時間外に業務上出席しなければならない委員会等がある場合は、この限りでない。なお、その場合は、次週に速やかに応分の代休を1時間単位で取得することができる。

(勤務地)

第10条 主事の勤務地は、原則として中会事務所とする。

(無事故扱い)

第11条 主事が次の1つに該当し、やむなく欠勤、遅刻、早退または外出した場合は、これを無事故扱いとする。

- 一 業務上負傷し、または疾病にかかり療養を要するとき。
- 二 選挙権その他公民として権利を行使する者が、その必要な時間につき勤務を離れたとき。
- 三 公の職務を執行するとき、その必要な時間につき勤務を離れたとき。
- 四 天災、地変その他これに類する災害を被ったとき。
- 五 第20条に該当し、就業を禁止されたとき。
- 六 その他、中会運営委員会が認めたとき。

(欠 勤)

第12条 主事が以下の事由で欠勤した場合は、中会運営委員会に報告しなければならない。

- 一 業務上の傷病のために欠勤が3日以上に及んだ場合。
- 二 業務外の傷病のために欠勤が7日以上に及んだ場合は医師の診断書を中会運営委員会に提出しなければならない。
- 三 事故のため欠勤した場合、その理由を中会運営委員会に報告しなければならない。

第5章 休日および年次有給休暇

(休日)

第13条 休日は日曜、土曜、クリスマス、年末年始（12月29日から1月4日まで）の7日および国民の祝日とする。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は夏期（7月1日から9月30日までに取得）の5日間のほかに年間20日間の休暇を継続または分割して取得することができる。未取得休暇は翌年に繰り越せるが2年で最大40日までである。

(ボランティア休暇)

第15条 中会主事が、ボランティア活動を行うために休暇（以下「ボランティア休暇」という）を取得する際には、事前に運営委員会に申請を行う。

2 ボランティア休暇は、年20日までとする。

3 ボランティア休暇を取得した日については、所定労働時間労働した際に支払われる通常の賃金を支給する。

(結婚、出産、生理休暇および服喪休暇)

第16条 主事は、次の結婚、出産、生理日および服喪休暇を取ることができる。

一 本人の結婚 7日以内

二 子女の結婚 2日以内

三 本人の出産 出産予定日を基準として産前8週間、産後8週間

四 配偶者の出産 2日以内

五 生理日 本人の必要な日数を原則とする。

六 服喪

イ 配偶者または1親等の血族（血族である父母または子供）の喪に服すとき7日以内

ロ 2親等の血族（血族である祖父母、孫または兄弟姉妹）または同居していた1親等の姻族（血族である子供の配偶者、配偶者の血族である父母等）の喪に服するとき 5日以内

ハ 同居していなかった1親等の親族または同居していて2親等の姻族（血族である孫の配偶者、配偶者の血族である兄弟姉妹等）の喪に服するとき3日以内

2 前項の六のイ、ロ、ハの休暇に必要とされる往復日数は加算されるものとする。

(育児および介護休業)

第17条 「育児・介護休業法」にもとづき育児および介護休業を取得すること

ができる。

第6章 給与および旅費

(給 与)

第18条 賃金、昇給、退職金その他の諸給与については別に定めるところによる。

(旅 費)

第19条 主事が業務のために国内外を旅行する場合の旅費その他の事項については、別に定めるところによる。

第7章 安全衛生

(健康診断)

第20条 主事は毎年定期的に健康診断を行う。

(病者の就業禁止)

第21条 主事が次のいずれかに該当する場合、専門の医師の意見を聞いた上で、就業を禁止する。

- 一 病毒伝ばのおそれある疾病にかかった場合。
 - 二 精神障害のために、現に自身を傷つけ、または他人に害を及ぼすおそれのある場合。
 - 三 心臓、腎臓、肺等の疾患で労働のため病勢が著しく悪化するおそれのある病にかかった場合。
 - 四 その他厚生労働大臣が定めるものにかかった場合
- 2 前項各号に定める事由が消滅した場合は、医師の承諾を得て就業させる。

第8章 業務災害

(療養補償給付)

第22条 主事が業務上負傷または疾病にかかったときは「労働基準法」第75条の規定により、中会が必要な療養を行い、または療養に必要な費用を支給する。

- 2 補償を受けるべき者が、同一の事由について、「労働者災害補償保険法」によって、災害補償に相当する給付が行なわれる場合は、その給付額に相当する補償は行わないものとする。

第9章 自動車使用による加害者保険

(自動車保険)

第23条 中会は、主事が業務上自動車を使用する場合は、あらかじめ対人保険

1 億円以上および対物保険 1 千万円以上の任意保険に加入するものとする。

第 10 章 解雇および退職

(解 雇)

第 24 条 主事が次の各号のいずれかに該当する場合は解雇する。

- 一 教会員資格を失ったとき。
- 二 精神もしくは身体に故障があり、またその他の理由により業務に従事することが不適当なとき。

(定年および定年退職)

第 25 条 定年は満 65 歳とし、年齢満 65 歳に達した場合は、その年度末をもって定年退職とする。ただし、業務上特に必要がある場合は退職の時期を延期することができる。

- 2 定年の時期の延期は、1 年ごとに更新する。

(解雇および退職手続き)

第 26 条 第 23 条により主事を解雇する場合は、30 日前に予告するかまたは 30 日分の平均賃金を支給する。ただし、予告の日数は平均賃金を支給した日数だけ短縮することができる。

- 2 主事が自己の都合により退職しようとする場合は、原則として 30 日前に退職願を中会運営委員会に提出するものとする。

第 12 章 補則および付則

(改 正)

第 27 条 この規定は、施行開始から 5 年ごとに中会会議において検討を加え、必要な改正を行うものとする。ただし、期間中も必要な改正を行うことができる。

付 則

- 1 この規定は、1978 年 11 月 26 日の中会会議の議決を得てから施行する。
- 2 この規定の改正は、1994 年 2 月 27 日の定期中会会議の議決を得てから施行する。
- 3 この規定の改正は、2001 年 11 月 23 日の定期中会会議の議決を得てから施行する。
- 4 この規定の改正は、2012 年 9 月 23 日の臨時中会会議の議決を得てから施行する。

中会主事職務に関する細則

(目的)

第1条 日本中会主事規定(以下「規定」)を円滑に適応する為に、より具体的な定めが必要な処遇に関して定めたものである。

(職務内容)

第2条 規定第3条の職務は主に次の職務とする。

- 一 宗教法人関連業務
- 二 一般会計業務および予算決算に関する業務
- 三 特別会計(年金・墓所・新しい働きのため・FDS・減価償却費)業務
- 四 教職者および職員の給与関連事務
- 五 社会保険・労働保険関連業務
- 六 FCC管理業務
- 七 中会墓所管理業務
- 八 中会会議・運営委員会および中会委員会補佐業務
- 九 中会主催行事の補佐
- 十 推薦委員会委員
- 十一 中会関連の文書作成保管管理業務
- 十二 情報収集、情報発信
- 十三 その他 運営委員会が必要と認めた業務

(アルバイトの採用)

第3条 日本中会は、前条の職務を遂行するために、規定8条の事務職以外に、アルバイトを採用することができる。

- 2 アルバイトは、運営委員会の決定により、臨時又は期限を定めず採用できるものとする。
- 3 アルバイトの処遇は運営委員会において決定する。

第4条 主事の賃金は日本中会主事俸給表(別表4)によって支給する。

日本中会主事俸給表は、原則として5年ごとにみなおすものとする。

- 2 家族手当(配偶者12,000円、子一人4,500円)、住居手当(30,000円)、通勤手当(実費)を支給する。
- 3 定年、退職金等の取り扱いは、主事が教職者の場合は、教職者の規定を適用し、その他の場合は同人の職歴、年齢等を勘案してその都度決めるものとする。

(旅費の支出)

第5条 主事が国内外を業務で旅行する場合において、次のいずれかに該当した場合、旅費を支出する。

- 一 中会事務所から目的地迄100km以上
 - 二 通常の交通手段でも中会事務所から片道2.5時間以上の場合
 - 三 その他運営委員会が旅費の支出を認めた場合
- 2 支給する旅費の内訳は次のとおりである。
- 一 交通費－目的地への最小距離または最低額の交通手段による
 - 二 日当－1日あたり1,000円
 - 三 宿泊費－中程度の施設への宿泊を原則とする

(勤続年数の取り扱い)

第6条 教職者が主事職に従事した期間は教職者の勤続年数とみなす。

(改正)

第7条 この細則が現状に著しく合わなくなった場合、中会会議の承認を得て改正できる。

付 記

- 1 この細則は2003年11月24日中会会議の承認を受けてから施行する。
- 2 この規定の改正は、2006年1月1日から実施する。
- 3 この規定の改正は、2012年9月23日の臨時中会会議の議決を得てから施行する。

10. 日本中会教職者標準謝儀規定

第1章 総 則

(規定の目的)

第1条 この規定は、カンバーランド長老キリスト教会日本中会（以下「中会」という）に属する教職者の標準謝儀について、各小会がこれによって処理するための、統一基準を定めることを目的とする。

第2章 標準謝儀基準

(目 的)

第2条 中会は、教会における牧会が円滑に行われるために、教職者の標準謝儀基準を設ける。

2 中会は、この規定を定めるところによって、教職者の謝儀を処理しなければならない。ただし、各教会の謝儀の支給状況を鑑みて、差がある場合は調整を行う。

3 小会は、この規定を基準に小会の定めるところによって教職者の謝儀を処理することができる。

(標準謝儀の実施)

第3条 日本中会標準謝儀表（別表3）を用いる。

(標準謝儀の見直し)

第4条 標準謝儀は、原則として5年ごとに見直しをするものとする。

付 則

1 この規定は、1991年1月1日から実施する。

2 この規定の改正は、中会会議における過半数の議決によるものとする。

3 この規定の改正は、2006年1月1日から実施する。

4 この規定の改正は、2012年1月1日から実施する。

11. 日本中会教職者定年 および退職金規定

第1章 総則

(規定の目的)

第1条 この規定は、カンバーランド長老キリスト教会日本中会(以下「中会」という)に属する教職者の定年および退職金について、統一基準を定めることを目的とする。

第2章 定年

(目的)

第2条 中会は、教会、伝道所、伝道教会(以下「教会」)における牧会が円滑かつ十分に行われるために、教職者の定年を設ける。

2 小会、伝道所運営委員会(以下「小会」)はこの規定の定めるところによって、教職者の定年を処理しなければならない。

(定年の実施)

第3条 教職者の定年は、満65歳に達した年末とする。ただし、小会は教職者の健康その他の諸事情を勘案したうえで、教職者の定年を満70歳まで延長することができる。

2 前項の延長は、2年ごととし、最後の延長は1年とする。

(定年後の身分)

第4条 教職者は、定年後も中会に所属するものとする。

(カンバーランド長老教会 ダイジェスト 50頁5～300)

第3章 退職金

(退職金の受給資格)

第5条 退職金の受給資格は満3年以上勤務した教職者(伝道師期間を含む)とする。

(退職金の支給額)

第6条 退職金は、別表1に定める金額を支給する。

2 物価の変動その他により見直しが必要と認められる場合はこれを調整することができる。

(退職積立金の拠出)

第7条 退職積立金は教職者を招聘した教会が(別表2)に定めた金額を中会に

抛出する。

2 無任所の教職者の場合は中会が積立金を抛出する。

(勤続年数の計算)

第8条 勤続年数は伝道師に就任した日から起算し、退職または死亡の日までの満年数とする。(死亡の場合は端数切り上げ)ただし、次に掲げる期間は勤続年数に算入しない。

一 定年延長期間

二 休職期間、ただし中会が特別の事情を認めた場合はこのかぎりではない(日本中会就業規則6条3項)。

(退職金の不支給および減額)

第9条 解雇(日本中会就業規則10条)により退職する場合は、退職金の全部または一部を支給しないことがある。

(死亡退職金の受給権者)

第10条 死亡した教職者の退職金を受け取る遺族の順位は、労働基準法施行規則第42条から45条の規定による。

(支給時期)

第11条 退職金は原則として65歳に達した年末日、および死亡日を支給事由発生日とし、それから3ヶ月以内に支払う。

(支払方法)

第12条 退職金は一時金として通貨で支払う。ただし本人の同意を得て口座振込により支払うことがある。

付 則

- 1 この規定は、1979年11月25日から施行する。
- 2 この規定の改正は、1991年2月24日中会会議における過半数の議決によるものとする。
- 3 この規定の改正は、2002年11月23日中会会議における過半数の議決によるものとする。
- 4 この規定は、規定が承認された翌日から施行する。

12. 日本中会研修員規定

(目的)

第1条 この規定は、カンバーランド長老キリスト教会日本中会（以下「中会」という）の牧師を研修員として下記の機関に派遣することに関して必要なことを定めたものである。

- (1)メンフィス神学校
 - (2)中会が承認する神学校、その他の教育機関
- 2 研修とは、キリスト教の神学、および教会組織等の研鑽を修める継続教育のことをいう。
- 3 メンフィス神学校留学の場合は、総会諸機関、および諸教会の関係を深くすること。

(期間)

第2条 研修の期間は原則として1年間とする。また、原則として隔年に1人とする。

(資格)

第3条 研修員は、中会牧師を3年以上（伝道師期間を含む）奉職したものとす。

(推薦)

第4条 研修員は、招聘教会もしくは伝道所運営委員会の推薦を受け、中会会議によって決定される。

(手続)

第5条 前条による推薦は、研修事項・期間等の書類を少なくとも出発の7ヶ月前に、中会教職委員会に提出するものとする。

- 2 書類（中会所定の書式）は次のものをいう
 - (1)研修計画概要書
 - (2)出発届、帰着届（1週間以内）
 - (3)出発後6ヶ月の経過報告
 - (4)研修報告書

(謝儀)

第6条 研修員は、出発時における謝儀・賞与・家族手当等が中会あるいは小会から支給される。中会の場合はFDS基金のA基金から充当

する。

(支給方法)

第7条 前条による謝儀等の支給時期・支給方法および受領者等について、
中会あるいは小会は適宜の処置を講ずることができる。

(研修費)

第8条 研修員には、次の算定により研修費を支給する。

- (1)学費として月額実費を支給する。ただし、奨学金制度により、
学費免除を受けられる場合は、この限りではない。
- (2)交通費（家族の交通費も含む）
- (3)滞在中の医療保険費

(返還1)

第9条 研修員として派遣された者が、その研修期間の80%未満で帰着したときは、その支給された研修費を日割計算により算定し、不足日数に応じて返還するものとする。ただし、止むを得ざる事情があるときは、その返還を免除または減額することができる。

(返還2)

第10条 研修員が、研修期間満了後、満3年以内に転職もしくは他の教団に転会した場合は、研修費を次の割合で中会に返還するものとする。

- (1)満1年以内に転職・転会するものは、支給した金額の全額
- (2)満1年以上満2年以内に転職・転会するものは、支給した金額の2分の1の額
- (3)満2年以上満3年以内に転職・転会するものは、支給した金額の3分の1の額

(改正)

第11条 この規定が現状に著しく合わなくなった場合、改正することができる。

付 則

この規定は、1993年11月28日より施行する。

13. 活動会員 および不活動会員の定義

[総会(GA)決定 ダイジェストより翻訳]

1983. 2.15

- 1 カンバーランド長老キリスト教会の各個教会の会員は活動会員および不活動会員の2つに分類される。すなわち、在住会員、不在住会員というのではなく、活動会員、不活動会員というのである。
- 2 活動会員とは次のような者をいう。
 - (1) 礼拝に常時出席している者
 - (2) 健康等の理由で礼拝に出席できないもので、教会と接触を保ち、その活動に参加している者
 - (3) 教会から遠隔の地に住んではいても、教会と接触を保ち、財政的分担をしている者
- 3 不活動会員は次のような者をいう。
 - (1) 礼拝に少なくとも3ヶ月に1度も出席することのない者
 - (2) 何らかの方法で教会との連絡を保つことをしない者
 - (3) 所属する教会の財政的な重荷を分担しない者

活動会員の再定義 (1970年)

第140回総会(GA)が、活動会員を次のように定義するように提議する。すなわち、活動会員とは、「イエス・キリストを主または救い主として公に告白した会員で、少なくとも3ヶ月に1度は教会の礼拝に出席している者。そして(あるいは「または」)、教会に関心をいただいていることを教会に対する定期的な財政的貢献(献金)によって示している者。そして(あるいは「または」)、教会と一定の関係を保っていると小会(長老会)が判断する者」のことである。

14. 日本中会分担金算出基準

分担金の見直し

第66回中会会議（2009年11月23日）

分担金を下記のように見直す。

㊤活動会員を基準としたものから、収入額（OUO 算定収入）の基づくものとする。

㊦収入1千万円以上を15%（※）とする2次関数で計算を行う。
（収入の少ない教会の負担を減らすため）

※負担%については5年に1度見直す。

$$*2 \text{ 次関数 } Y=aX^2 \quad a = \frac{15\%}{1,000 \text{ 万}^2}$$

㊧移行期は調整期間を置く

教会の負担増減にばらつきがあるため、移行期間を3年（2010～2012年）とする。

15. 日本中会FDS基金規定

(設置)

第1条 カンバーランド長老キリスト教会日本中会（以下「中会」という）は、総会伝道局から寄託された宣教師館売却益の2分の1にあたる額を、福音宣教の働きに資するため、歴代の宣教師フォレスター、ディル、スタット各師の働きを記念し、FDS基金（以下「基金」という）を設置する。

2 中会は、基金の管理及び利用の審査にあたるため、FDS基金委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(基金の管理と利用)

第2条 基金は、銀行、郵便貯金、その他適切な方法で安全に管理されなければならない。

2 基金は、福音宣教のために利用されるのを原則とする。

(基金の利用者及び対象事業)

第3条 基金を利用できる者は、中会、中会に属する教会、伝道教会及び伝道所（以下「教会等」という）とする。

2 基金の利用対象事業は、福音宣教のための具体的「伝道計画」及び教会等の「財源改善計画」とする。

(1) 「伝道計画」とは、福音を宣べ伝えるうえで、大きな働きが期待できる直接的、間接的活動計画をいう。

(2) 「財源改善計画」とは、教会等の行う宣教活動を実施するにあたり、その財務基盤を強化及び適正化のための収入支出計画をいう。

3 基金の利用は、教会等の間に於いて、公平に利用されるように配慮されなくてはならない。

(利用限度及び貸付決定)

第4条 一回当たりの利用限度額は5,000万円とし、中会会議の貸付けの議決を要するものとする。ただし1,000万円以下の利用については委員会の議決により貸付けることができる。

(返済期間及び返済方法)

第5条 貸付け金額及び貸付け対象者毎に定める返済期間は別表（53頁）の通りとする。

2 返済の方法は原則として月賦均等とする。

3 貸付けは無利子とする。

(委員会の組織)

第6条 委員会の委員は、次の者によって構成し、その委員長は、委員の互選により定める。

- (1) 中会運営委員会委員
- (2) 中会実行委員会の長

(委員会の開催及び審査)

第7条 教会等からの利用申請に対する審査は、原則として1月と8月の年2回とする。ただし緊急を要すると委員会が判断したときは、このかぎりではない。

- 2 中会会議の議決を必要とする利用申請は、委員会の事前審査に基づき、委員会が中会会議に付議するものとする。

(利用申請書類)

第8条 基金を利用しようとする教会等は、次の書類を添付して委員会に申請しなければならない。

- (1) 伝道計画又は財源改善計画書
- (2) 申請前3か年の一般会計収支報告書及び特別会計収支報告書
- (3) 教会等にあつては、基金利用に関する議事録。
中会にあつては、中会運営委員会の基金利用に関する会議録。
- (4) 教会員総会決議録
- (5) 返済計画書

(返済不良の処理)

第9条 利用している教会等が返済困難となった場合は、委員会は速やかに対処し、中会会議に報告又は中会会議の決定を求めなければならない。

(教会等の組織の変更)

第10条 基金を利用している教会等が返済期間中に組織に変更が生じたときは、委員会は、当該教会等と返済期間を見直し、返済能力に見合う返済期間の再設定を行うものとする。

(事務の委任)

第11条 基金の管理事務および処理に関しては、当分の間、中会財務委員会に委任する。財務委員会は運用管理について、定期的に運営委員会及び委員会に報告するものとする。

付 則

今改訂は日本中会FDS基金利用条件およびFDS基金運用管理規定を一本化したもので、2003年2月定期中会会議の議決を経て実施する。

日本中会FDS基金利用条件付則

この利用条件は、1991年2月24日の第29回定期中会会議の議決を得て施行する。

4-A(a)の改正は、1998年5月24日の臨時中会会議において決議された「中会財政再建案」による。

FDS基金運用管理規定付則

- 1 この規定に定め無き事、また規定に疑義が生じた場合、第2条の審査機関が速やかに協議して事態の処理にあたる。
- 2 この基金利用開始時期は、1992年2月の定期中会会議承認時とする。
- 3 この規定は、1992年2月23日の第31回定期中会会議の議決を得てから施行する。

別表

利用額と返済期間

17. 日本中会講師謝礼細則

(目的)

第1条 この規定は、日本中会が中会行事等で講師に支払う謝礼等についての基本原則を定めるものである。

(外部講師)

第2条 外部講師への謝礼は、原則として1集会につき税込み5万円(講師に44,895円支払い、5,105円を源泉徴収する)とし、交通費、その他諸雑費は実費払いとする。

(内部講師)

第3条 内部講師への謝礼は1集会につき5,000円とする。源泉徴収は必要ない。交通費、その他諸雑費は実費払いを原則とする。ただし、召天者記念礼拝等の中会全体に関わる集会の奉仕の場合は謝礼を支払わなくてもよいものとする。

(源泉徴収)

第4条 外部講師に謝礼を支払う場合は、必ず謝礼金額の10.21%の源泉徴収をすること。実務は中会主事が行う。

(特別な場合)

第5条 この規定にない特別なケースの謝礼については、担当委員会が、予算内で失礼のない常識的な金額での謝礼額に決めることとする。

(施行 2001年11月23日、改正 2013年1月1日)

18. 日本中会墓所使用規定

(主 旨)

第1条 私たちカンバーランド長老キリスト教会日本中会(以下「中会」という)は次の主旨から中会墓所を設ける。

- (1) 異教的な儀式習慣を排して、復活の望みをもつ者にふさわしくキリスト教的埋葬と故人の記念を行うため。
- (2) 最後の敵である死そのものも、私たちが神の愛から引き離すことができず(ローマ8:38、39)むしろ生きるにも死ぬにも私たちはキリストのものであり(14:8)、主にあって私たちの教会は永遠に1つであることを証しするため(信仰告白7.01)。
- (3) 先に召された者たちのいる天を慕い、私たち自身の信仰の遺産を子孫に伝えることにより、私たちの教会を、主が再び来て死人をよみがえらせる日まで目を覚まして備えさせるため(第一コリント15:20~28、50~58、信仰告白7.02~7.04)。

(設 備)

第2条 中会墓所は、静岡県駿東郡小山町大御神882「財団法人富士霊園」団体家族墓苑1区2号地6番に設置する。

(管 理)

第3条 中会墓所の管理権は、当中会にあるが、実際の管理は、富士霊園に委託する。

- 2 納骨、出骨の目的で中会墓所を開扉する場合は、牧師が立ち合うこととする。
- 3 改修その他の目的で中会墓所を開扉する場合は、中会財務委員長またはその指名者が立ち合うこととする。
- 4 施設の改修をする場合は書面をもって中会墓所使用権利者に通知することとする。

(中会墓所使用権利)

第4条 中会墓所の使用権利を購入できるものは当中会教会員に限る。

- 2 中会墓所使用権利の購入を希望するものは、所定の申込書に記入し、基本料(永代使用料)を添えて中会に提出する。
- 3 申込者には永代使用の権利書を発行する。

(基本料)

第5条 1区画 30 cm×30 cm×60 cmの蓋付き 1個に対して基本料(永代使用料)を区画 No. 1～No. 300 は 10 万円、No. 301～No. 566 は 12 万円とする。(区画 No. 1～No. 100 は、増築後新たに取得する場合は 12 万円とする。)

(権利の譲渡)

第6条 中会墓所使用権は親族への相続の外は、教会や個人へ譲渡することはできない。

2 相続者なき場合は中会が遺族と相談の上管理責任に任じる。

3 5年以上管理費未納の場合、中会墓所使用権は中会に帰属するものとする。

4 中会墓所使用権が中会に返還された場合でも基本料は返金しないものとする。

(納骨資格)

第7条 納骨できる者は当中会教員に限る。

2 ただし、主旨に賛同して納骨を希望する元教員、会員縁故者については、中会財務委員会が審査の上承認することができるものとする。

(納骨、出骨手続き)

第8条 納骨または出骨は、所定の申込書に記入し、納骨料または出骨料を添えて中会に提出し、その許可を得た上、牧師立ち合いのもと霊園の手によって行なわれる。

(開扉料、納骨料・出骨料)

第9条 納骨、出骨を行う者は、開扉料としては、1開扉あたり1万円+消費税を中会経由で富士霊園に支払うものとする。ただし、中会行事等で中会が開扉した場合は、中会が支払うものとする。

2 納骨料、出骨料は1骨壺につき2万円とする。この費用は諸費用にあてられる。

(管理費)

第10条 管理費は1区画当たり年2千円とする。

(中会墓所会計)

第11条 平常の中会墓所管理運営費は中会別途会計(中会墓所会計)でまかなう。なお埋葬関係者の記念献花、指定献金もこの会計に加えることとする。

(発行と改定)

第12条 この規定は、献墓式の日(1972年9月15日)から発効するものとし、
改定の必要が生じたときには中会が行い、書面をもって全会員と中会墓所
使用権利者に公告することとする。

第1回改定 1998年2月22日

第2回改定 2001年2月25日

19. 日本中会情報規定

(日本中会情報開示および個人情報の保護に関する規定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、カンバーランド長老キリスト教会日本中会（以下「中会」という）が扱う情報の開示と個人情報の保護に関する基本原則を定めたものである。

(定義)

第2条 この規定において「情報」とは、中会が公式に入手した個人情報を含むすべての情報をいう。

2 この規定において「開示」とは、文書、インターネットを通じて情報を開示することである。

3 この規定において「個人情報」とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

4 この規定において「情報取扱者」とは、中会責任役員（以下「中会運営委員」という）、中会委員会委員（ただし、中会青年会、中会女性会、伝道所運営委員は含まない）、中会主事または主事補佐、HP奉仕者（**日本中会インターネットホームページ等の運営規定第6条**）をいう。なお、情報取扱者の最高責任者は中会代表役員（以下「中会議長」という）である。

(適用範囲)

第3条 この規定は、情報取扱者が中会の働きにおいて情報を取り扱う場合の規定であり、教会・伝道所の情報の取扱を規定するものではない。

2 下記の情報は、本来中会が取扱うべき情報であるが当該伝道所運営委員会および当該委員会に取扱を委託する。ただし、中会は必要な情報の提供を要請することができるものとする。

一 伝道所運営委員会に関する情報

伝道所運営委員会は中会の委員会であるが、性格上小会に準じるものであるため、情報の取扱は当該伝道所運営委員会に委託する。

二 フレンドシップあさひに関する情報

フレンドシップあさひは中会の事業であるが、情報の扱いはあさひ伝道所運営委員会に委託する。

三 中会青年会、中会女性会（以下「各会」という）

各会の情報の取扱は各会が独自に行い、中会教育・情報委員会がアド

バイスを行う。

第2章 情報開示の原則

(分類)

第4条 中会が取り扱う情報を情報開示の観点から下記の四つに分類する。

- 一 積極的に開示する情報
- 二 中会内に開示する情報
- 三 開示してもよい情報
- 四 一切開示しない情報

(積極的開示情報)

第5条 中会は宣教的視野にたつて下記の情報を積極的に開示する。

- 一 信仰に関わる情報
- 二 法人に関する情報（事務所、規則、役員名簿、事業内容など）
- 三 教会・伝道所に関する情報（住所、電話番号、牧師名、メールアドレス）
- 四 教職者に関する情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）
ただし、希望しない場合は開示しない。
- 五 対外的な声明文、決議文、抗議文、アピール文など
- 六 公式出版物（「信仰告白」、記念誌など）
- 七 その他、外部への開示にふさわしい情報

(中会内開示情報)

第6条 中会は中会内の交わりを深めるために下記情報を中会内に限り開示する。

- 一 行事案内、委員会報告、中会会議（総会）報告、予算・決算報告などの中会情報
- 二 中会委員会名簿（各会会長、伝道所運営委員を含む）ただし、希望しない場合は開示しない。
- 三 その他、中会内で有効と思える情報

(開示してもよい情報)

第7条 原則としては開示しないが、条件を満たされた場合のみ、閲覧を許可する情報は下記の通りである。

- 一 「宗教法人法」第25条第3項に基づく閲覧希望があり、本規定第10条第5項、第6項によって閲覧が許可された場合は、「宗教法人法」第25条第2項の書類および帳簿を閲覧できる。

- 二 会議録等の委員会活動に関する情報は、当該委員会の委員長が許可した場合のみ閲覧することができる。ただし、閲覧は中会事務所で中会主事の立会いのもとで行い、書類の持ち出し、コピーはできない。ただし、当該委員会の委員長の許可がある場合はこの限りでない。
- 三 帳簿等の財務情報（証憑書類は非開示）は、中会財務委員会委員長が許可した場合のみ閲覧することができる。ただし、閲覧は中会事務所で中会主事の立会いのもとで行い、書類の持ち出し、コピーはできない。ただし、中会財務委員会委員長の許可がある場合はこの限りでない。

（非開示情報）

第8条 中会は下記の情報は開示しない。

- 一 特別の場合を除く個人情報（教会員名簿も含む）
- 二 守秘義務に関わる情報（「刑法」第134条2）
- 三 教会・伝道所の非開示情報
- 四 有害と思われる情報

（非開示情報の例外）

第9条 第8条一の特別の場合とは下記の事項である。

- 一 個人の住所、電話番号、メールアドレスは、本来非開示であるが、教職者がそれを希望する場合は開示するものとする。また、中会委員名簿は中会のみ開示情報とする。ただし、希望しない場合は、開示しない。
- 二 個人の肖像は本来非開示情報であるが、中会議長、牧師・伝道師の肖像は開示情報とし、機関紙「ふれすびてり」に載った肖像も中会内に限り開示情報とする（ただし、「ふれすびてり」の編集者は個人情報保護に努めなければならない）。

第3章 情報開示請求および閲覧希望

（「宗教法人法」に基づく閲覧希望）

第10条 「宗教法人法」第25条第3項に基づく閲覧を希望する場合は、下記の規定に基づいて行うこととする。

- 2 閲覧することができる者は、中会の信徒、教職者、利害関係人（中会と取引関係にある債務者および保証人、中会によって被害を被った者）である。
- 3 閲覧することができるのは、「閲覧することに正当な利益」ある場合であり、かつ「その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと」認められた場合である。

- 4 閲覧できる書類は、下記の「宗教法人法」第 25 条第 2 項の書類および帳簿である。
- 一 規則および認証書
 - 二 役員名簿
 - 三 財産目録
 - 四 収支計算書
 - 五 貸借対照表（作成している場合）
 - 六 境内建物に関する書類（作成が必要な場合）
 - 七 責任役員会（中会運営委員会）会議録および総会（中会会議）会議録
 - 八 事務処理簿
 - 九 事業に関する書類
- 5 閲覧を希望するものは、「備付書類閲覧請求願」に所定の事項をすべて記入して中会議長に提出しなければならない。
- 6 中会議長は、「備付書類閲覧請求願」を受け取った後、10 日以内に閲覧させるかの決定を行い閲覧希望者に通知する事とする。
- 7 閲覧は、請求した書類に限り、中会が指定した日時に中会事務所にて、運営委員または中会主事の立会いのもとで行う。
- 8 閲覧書類の持ち出し、コピーは認めない。ただし、中会議長の許可がある場合はこの限りでない。
- 9 閲覧者が、閲覧を続けるにふさわしくない行為を行った場合は、中会は直ちに閲覧を中止することができる。

（その他の閲覧希望）

第 11 条 第 8 条の非開示情報を除き、この規定で開示が明記されていない情報の閲覧を希望する場合は、その旨を中会議長に申し出る。中会議長は、当該委員会、当該教会・伝道所に閲覧許可の有無を確認する（この実務は中会議長の指示のもと中会主事が行ってもよい）。当該委員会、当該教会・伝道所が閲覧を許可した場合は、希望者は閲覧することができる。ただし、閲覧は中会事務所で中会主事の立会いのもとで行い、書類の持ち出し、コピーはできない。ただし、当該委員会の委員長、当該教会・伝道所の担任牧師（もしくは代務者）の許可がある場合はこの限りでない。

（役所等からの情報開示請求）

第 12 条 文部科学省、税務署、警察等（以下「役所等」という）から情報開示を求められた場合、情報取扱者は、次の規定を遵守する。

- 一 役所等の情報開示請求には中会議長が対応（実務を中会主事が行ってもよい）し、必要に応じて、当該委員会委員長を加えるものとする。
- 二 第 5 条に規定されている以外の個人情報（各種名簿も含む）は、いかな

る理由があっても開示しない。

三 第5条に規定されている情報以外（個人情報を含まない）を開示する場合は、中会運営委員会と当該委員会または当該教会・伝道所の承認を必要とする。

四 「信教の自由」を脅かすような情報開示請求は拒否する（「宗教法人法」第84条）。

第4章 情報取扱者の注意義務

（情報取扱者の注意義務）

第13条 情報取扱者は、第9条の特別の場合を除き個人情報の保護に努めなければならない。特に下記の情報の取扱には慎重を期すことが求められる。

一 各種名簿

名簿は悪用される可能性が高いので、第9条一の特別の場合を除き非開示情報とする。教会員名簿は、本来教会・伝道所内で用いることが原則であるので中会内で用いるときは慎重を期すこと。

二 電子メールアドレス

電子メールを送信する場合、中会関係者以外にアドレスが漏れることがないようにする。複数にメールを送る場合は、安全が保障される以外は、アドレスはBCC (Blind Carbon Copy) に記入することとする。

三 会議録を含む各種文書

個人情報は原則として記述しない。やむを得ず、記述を必要とする場合もできるだけプライバシーに触れないように注意する。

四 肖像

第9条二の場合を除き、肖像は開示しない。「ぶれすびてり」等に個人の写真を使用する場合も、本人の了承を得ることとし、外部に写真によって個人が特定されないように留意する。

（個人情報の削除請求）

第14条 中会内の文書（ホームページ、電子メールも含める）に第9条の特別の場合を除き個人情報が記載されていたことを発見した場合、発見者は、中会議長に連絡する。中会議長は、当該情報取扱者にその文書の削除、修正を求める（この実務は中会議長の指示のもと中会主事が行ってもよい）。

第5章 補則および付則

（補 則）

第15条 この規定に定められていない情報の開示と個人情報の保護に関する事項については、緊急を要するものは中会議長が判断し、緊急を要さないものは中会教育・情報委員会が検討することとする。

(改正)

第 16 条 この規定は、施行開始から 5 年毎に中会会議において検討を加え、必要な改正を行うものとする。ただし、期間中も必要な改正を行うことを妨げない。

付 則

- 1 この規定は、2001 年 11 月 23 日から 2 年間試行する。
- 2 この規定は、2003 年 11 月 24 日の定期中会会議の議決を得てから施行する。
- 3 この規定の一部改正は、2013 年 11 月 23 日の定期中会会議の議決を得てから施行する。

20. 日本中会 ホームページ運営規定 (日本中会インターネットホームページ等の運営規定)

(趣 旨)

第1条 この規定は、カンバーランド長老キリスト教会日本中会（以下「中会」という）が開設するインターネットホームページ（以下「ホームページ」という）の適正な運営について必要な事項を定めるものである。

(開設の目的)

第2条 中会は、「宣教理念」に基づき「地の塩・世の光」としての歩みを、現代的な形で表していくことを目的としてホームページを開設する。

(機器の設置および管理)

第3条 インターネットに使用するパソコン等の機器は、中会事務所に設置し、その使用および管理は次の各号に定めるところによる。

- 2 インターネットプロバイダー（以下「プロバイダー」という）への接続は原則的には中会主事が行う。中会主事以外の者がプロバイダーと接続し情報の検索等をする場合は、「インターネット接続申請書」（別紙1）により、中会主事の許可を得なければならない。
- 3 プロバイダーへの接続パスワードは、中会主事が管理する。
- 4 レンタルサーバーへの接続パスワードは、中会教育・情報委員会が管理する。
- 5 レンタルサーバーから配布される電子メールアドレスは、中会教育・情報委員会が管理する。

(掲載内容)

第4条 ホームページの掲載内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 2 「日本中会情報開示および個人情報の保護に関する規定」（以下「情報規定」という）第5条（積極的開示情報）に定められている情報。
- 3 情報規定第6条（中会内開示情報）三項に定められている情報のうち中会外に開示することが有益であり、かつ安全な情報（注）。
- 4 開示する情報は、中会内において情報弱者を生み出さないために、既に文書等で開示されたものに限定することとする。具体的には次のような情報である。
 - 一 行事案内（年間活動計画、各委員会が開催する行事の案内等）
 - 二 「信仰告白」
 - 三 決議文・声明文等の対外的な文書

- 四 公会諸規定
- 五 公会で公にされた論文等
- 六 その他公会教育・情報委員会が有益であると判断した情報

(個人情報の掲載の禁止)

第5条 個人情報は、**情報規定**9条に規定されている以外は掲載してはならない。

(作成および掲載内容の更新等)

第6条 ホームページの作成、掲載内容の更新、追加および削除(以下「更新等」という)は、原則として公会教育・情報委員会が行う。ただし、その実務を奉仕者(以下「HP奉仕者」という)に依頼することができる。HP奉仕者は公会教育・情報委員会が推薦し、公会議長が任命する。

2 掲載内容の更新等の原則は以下のとおりである。

一 既存のホームページの更新

①軽易な更新

誤字など軽易なものについては、HP奉仕者が随時更新する。

②その他の更新

①以外の情報の更新は、原則として公会教育・情報委員会において内容を確認した上でHP奉仕者が更新する。

二 ページの追加

新しい企画ページの作成・追加を希望する者は、公会教育・情報委員会と協議し、「ホームページの更新(変更・追加・削除)連絡表」(別紙2)を提出する。

三 ページの削除

前項でページの作成・追加を希望した者が、そのページを削除したい場合は、公会教育・情報委員会と協議し、「ホームページの更新(変更・追加・削除)連絡表」(別紙2)を提出する。ただし、行事案内等で期日を過ぎているものについては、公会教育・情報委員会の判断で削除できる。

四 更新等の記録

更新等をするときは、プリントアウトし記録することとする。

五 更新等のデータの発信

更新等のデータのサーバーへの発信は、HP奉仕者が行うものとする。

(電子メールの受信)

第7条 ホームページにおいて開示されている情報に対して、インターネットにより電子メールを受信した場合は、公会主事が公会運営委員会および、その内容により当該委員会に連絡し、処理を依頼する。なお、その電子メー

ルはプリントアウトし、「電子メール処理表」（別紙3）と共に保管する。

（その他）

第8条 この規定に定めるもののほか、ホームページ等の運営に関し必要な事項は、中会教育・情報委員会が定める。

付 則

- 1 この規定は、2001年11月23日から2年間試行する。
- 2 この規定は、2003年11月24日の定期中会会議の議決を得てから施行する。

注)

ホームページでの開示において、中会内に限定するためにはセキュリティを施す必要があるが、第三者に開示しても有効と思えるものに限定してセキュリティを施さずに開示するものとする。

21. 日本中会資金管理規定

第1章 総則

(規定の目的)

第1条 この規定は、宗教法人「カンバーランド長老キリスト教会日本中会」規則（以下「中会規則」という）に基づき、適正かつ有効な資金管理運用の実施を図ることを目的とする。

(資金の定義)

第2条 本規定で扱う資金は以下のとおりである
中会規則第33条の「普通財産」

(運用の種類)

第3条 本規定により運用される資金は、預金、有価証券とする。

第2章 資金の運用管理方法

(運用管理体制)

第4条 下記の体制で運用管理を行う。

- 一 資金運用管理は財務委員会が行う。
- 二 運用実務は、財務委員会が中会主事に委託する。
- 三 中会主事は毎財務委員会ごとに運用実績を報告しなければならない。
- 四 財務委員会は、会計決算報告に資産運用状況を記載し、監事の監査を得たのち中会会議において承認を受けなければならない。

(運用基本姿勢)

第5条 資金の運用の基本原則は次のとおりとする。

- 一 元本回収の確実性
- 二 資金運用の流動性の確保
- 三 運用資金としての効率性の追求

(運用の指針)

第6条 資金運用の一般的指針は次のとおりとする。

- 一 一般会計 取引先金融機関の確実性を前提とし預金により運用する。
- 二 特別会計 預金による運用に加えて、会計の目的と運用可能期間を考慮した上で、債券運用が有効であると判断された場合は、公共債により運用を行う。

第3章 預金

(預金の種類)

第7条 運用を行う預金は、換金性を鑑み、下記の預金とする。

- 一 銀行の普通預金
- 二 郵便貯金の通常貯金
- 三 銀行の定期預金（途中解約時に元本が確保されるもの）

(金融機関の健全性把握)

第8条 日本中会の取引先金融機関は次の条件を満たすものとする。条件を満たさなくなった場合は解約をする。

- 一 自己資本比率
 - ① 海外に営業所をもつ金融機関 自己資本比率8%以上とする。
 - ② 国内のみで営業する金融機関 自己資本比率4%以上とする。
- 二 不良債権比率 10%以内
- 三 一、二を満足していても3期連続で業績が悪化している場合は、財務委員会で検討を行う。

第3章 債券

(債券の種類)

第9条 運用を行う債権は、信用リスクを排除するために、下記の団体が発行する債権とする。

- 一 日本国政府（国債）
- 二 政府関係機関（政府保証債・公社公団債）
- 三 地方公共団体（地方債）

(債券運用の一般原則)

第10条 債券は下記の一般原則に基づいて運用する。

- 一 運用リスクを排除するために、運用債権は5年債以下の債券とする。ただし、金利が大幅に上がった場合は財務委員会の承認を得て10年債まで購入できるものとする。
- 二 価格変動リスクを排除するために、運用債券は満期償還日まで保有する。やむを得ない事態が生じた場合は、中会会議の承認をえて売却できるものとする。

(業者選定)

第11条 日本中会の債券発注業者は次の条件を満たすものとする。財務委員会は、担当者と面接を行い、取引業者を選定する。

- 一 「顧客の資産の分別保管」(証券取引法47条)を確実にしている業者
- 二 資金の決済業務を確実に行う業者

第4章 補則および付則

(補 則)

第12条 この規定に定められていない資産運用に関する事項については、財務委員会が検討することとする。

(改 正)

第13条 この規定は、施行開始から5年毎に中会会議において検討を加え、必要な改正を行うものとする。ただし、期間中も必要な改正を行うことを妨げない。

付 則

この規定は、2004年2月22日の定期中会会議の議決を得てから施行する。